

【商談会の参加事業者 募集】

首都圏のスーパーマーケット「クイーンズ伊勢丹」を運営する「エムアイフードスタイル」様とのオンライン商談会

1. 目的

静岡県では、首都圏での県産品の販路開拓事業に取り組んでいます。この度、本県農林水産物の生産者、加工事業者を対象に、首都圏の「クイーンズ伊勢丹」を運営する「エムアイフードスタイル」様のバイヤーとのオンライン商談会を開催します。

今回の商談会では、**令和7年2月に開催予定の「クイーンズ伊勢丹静岡フェア」で販売する商品を募集します。**昨年度の静岡フェアのチラシも添付しておりますので、参考にしていただき、商談会への参加を御検討ください。

2. 主催

静岡県

3. 商談相手

- ・株式会社エムアイフードスタイル様
- ・対象部門 青果、加工食品、日配、水産、デリカ、畜産、ベーカリー

【会社概要】

株式会社エムアイフードスタイルは、株式会社三越伊勢丹フードサービスが育て、培ってきたスーパーマーケット事業及び食品製造加工卸事業等を承継し、更に地域でお客様に愛して頂けるような事業に成長をしていくために新たに設立された会社です。

ホームページ：<https://www.im-food.co.jp/>

【求める商品やポイント】

- 静岡県では有名だが、他ではあまり知られていない商品(他県の商品と差別化ができる静岡らしい商品)
- 富士山関連商品
 - ・富士山の形やイメージをデザインに取り入れた商品
 - ・富士山周辺エリアの特産品を主原料とした商品
- 今まで関東地方などで扱いが無い商品
- 大量生産は出来ないが、製法・原料などにこだわりのある商品
- 県内ならではの食べ方などを伝えられる商品
- 静岡県出身者や静岡で生活した人なら思わず喜んで買ってしまう商品

4. 商談会の開催日時、場所等について

開催日：令和6年10月18日（金）

場 所：オンライン開催（ZOOM等によるビデオチャットサービスにて行います）

- (1) オンライン方式での商談会となるため、インターネット接続が必要です。集合の必要はありません。各自オンラインにて参加ください。
- (2) 商談時間は1事業者あたり約20分～30分を予定しています。
- (3) 商品のサンプル等の発送、商談時間等の詳細情報は、商談対象事業者の決定後に事務局よりお伝えします。



5. 事業者の募集について

お申し込みにあたり下記2点が必須条件となります。

① バイ・シズオカ オンラインカタログ（以下、カタログ）の登録

カタログ (<https://buyshizuoka-catalog.com/>) に事業者及び商品の登録をお願いいたします。
未登録事業者・商品は申込受付が出来ません。

<ご登録期間>

9月26日（木）までに登録を完了してください。

※登録申請から完了まで数日を要しますので、早めの手続きをお願いします。

※1事業者あたりの同カタログへの商品登録数の制限はありませんが、同カタログで公開（閲覧）できるのは3商品までとなります。なお、商談会へ申し込みできるのは、登録した商品の内3商品までとなります。

② 下記申込フォームの記入

【申込受付】

<https://x.gd/aKUuH>

▶申込フォーム

申込〆切：令和6年9月27日（金）正午まで

※右記 QR コードからも申込可能。



商談成功のためには、登録情報が非常に重要です。

下記の情報はバイヤーに提供され、書類選考に使用されます。

- ① カatalog登録情報を基に作成される商品のFCPシート
- ② 申込フォーム

6. 応募の条件について

- ① 対象部門の生産・販売をしている静岡県内事業者
- ② 商談後、継続した営業活動ができる静岡県内事業者
- ③ 食品表示法、農薬取締法、薬機法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- ④ 求める商品（「3. 商談相手」参照）に該当すること。

7. 参加費用

無料。商談会にサンプル代等については参加事業者にて御負担をお願いします。

8. 今後のスケジュールについて

9月27日（金）正午まで	……………募集期間
10月8日（火）頃	……………商談対象事業者の決定
10月15日（火）午前着	……………商品サンプル送付 (商談決定の通知にて詳細を御案内します)
10月18日（金）	……………商談会の実施

9. お問い合わせ先

オンラインカタログ運営事務局（株式会社ビビッドガーデン）

担当：大塚 宛 下記までお問い合わせください

mail:municipality@vivid-garden.co.jp TEL:050-5526-9237

<参考>

「バイ・シズオカ オンラインカタログ」の登録

1 事業者の登録条件

カタログに登録できる利用者は、以下のいずれかに該当する方です。

(1) 売り手

- ア 県内に住所又は主たる事務所の所在地を有し、農林水産物を生産する者
- イ 県内で生産する農林水産物を主に販売する生産者団体
- ウ 県内に事業所、工場を持つ食品製造事業者

(2) 買い手

- ア 国内外のバイヤー、流通、小売、卸、商社、飲食店、ホテル、食品メーカー
- イ その他事業として買い手となる事業者

2 商品の登録条件

カタログに登録できる商品は、以下のいずれかの項目に該当するものです。

(1) 静岡県産農林水産物及びそれを原材料に使用する加工食品※

※加工食品は、原材料に静岡県産農林水産物を直接的（一次加工）または間接的（二次加工）に使用していること。ただし、使用割合は問わない。

※静岡県産農林水産物とは、静岡県での農業（畜産業含む）、林業、水産業による生産物のことをいう。水は含まない。

◎直接的に使用とは、静岡県産農林水産物を原材料として使用すること。

◎間接的に使用とは、一次加工された製品を原材料等として使用し、商品の特徴づけていること。

（直接的使用の例）

*紅ほっぺを原材料としたジャム

（間接的使用の例）

*静岡県産大豆を原材料にした醤油を使用した煎餅

*静岡県産酒米を原材料にした日本酒を使用した菓子

(2) 県内で製造された酒類、大豆加工食品及び食塩とそれを主たる原材料にした加工食品、調味料等

(3) 「頂」（しずおか食セレクション）認定商品、ふじのくに新商品セレクション受賞商品

(4) 県内市町等の食品に関する認定や表彰を受けた地域ブランド商品

(5) その他本事業の趣旨（県産農林水産物及びその加工品の販路開拓、拡大）に合致すると県が判断するもの

3 登録の申請

(1) 事業者登録

登録を希望する事業者は、カタログ内の入力フォームから申請できます。県が、申請内容を確認し、承認することで登録が完了します。承認には2日程度お時間を要します。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

(2) 商品登録

事業者登録が完了した後、カタログの入力フォームから商品登録の申請ができます。県が、申請内容を確認し、承認することで商品が公開されます。承認には2日程度お時間を要します。

商品登録（システムへの保存）には、商品数の制限はありませんが、公開（ホームページで閲覧）できるのは1事業者当たり3商品までとなります。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

登録後、なるべく迅速に作業を行って参りますが、1週間以上経っても事業者及び商品の承認がされない場合は、お手数ですが事務局までお問合せ下さい。

4 カタログサイト

<https://buyshizuoka-catalog.com>